

第6期中山間地域活性化計画策定に向けた地域実態調査業務 企画提案公募実施要領

島根県では、民間業者等の知識やノウハウ等を活用し、第6期中山間地域活性化計画策定に向けた基礎資料を収集するため、以下のとおり企画提案公募を実施します。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

第6期中山間地域活性化計画策定に向けた地域実態調査

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

委託料の上限 21,843千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、委託業務の全ての経費が含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

2 参加資格

この企画提案公募に参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。

(3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は、次の各号を満たすこと。

ア 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

エ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

ク 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ケ 島根県税を滞納していない者であること。

コ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。

- (4) 委託業務終了までの間、島根県地域振興部中山間地域・離島振興課及び中山間地域研究センターなどの関係機関との連絡調整が随時行える者であると判断できること。

3 企画提案公募説明会

企画提案公募の説明会に参加しようとする者は、説明会参加申込書（様式1）を提出すること。

- (1) 説明会の日時及び会場

令和5年3月6日（月）13時30分から14時30分まで

島根県職員会館展示室（島根県松江市内中原町52）

- (2) 提出方法及び期限

令和5年3月3日（金）17時まで（必着）に電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先

10に同じ。

- (4) その他

説明会の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

4 企画提案公募の参加表明等

企画提案公募に参加しようとする者は、参加表明書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出方法

令和5年3月8日（水）17時までに持参または郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土・日・祝日は除く。）とし、郵送の場合は郵便書留による必着とする。

- (2) 提出先

10に同じ。

- (3) 参加資格の通知

令和5年3月10日（金）頃を予定している。

- (4) その他

参加表明後、企画提案公募への参加を辞退する者は参加辞退届（様式任意）を提出すること。（提出先は上記4(2)に同じ。）

5 企画提案公募に係る質問

- (1) 提出方法

企画提案公募に関する質問がある場合は、令和5年3月8日（水）17時までに質問書（様式3）をメールで提出すること。

- (2) 提出先

10に同じ。

- (3) 質問に対する回答

すべての質問をとりまとめて、企画提案公募の参加資格があると通知した者全員に回答する。回答は、参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレスに送信する。（令和5年3月10日（金）頃に回答予定）

(4) その他

説明会での質疑応答を除き、電話、訪問等、本項によるもの以外の質疑は受け付けない。

6 企画提案書の作成方法、内容等

(1) 作成方法

企画提案は1案のみとし、様式は任意とする。用紙の大きさはA4判を基本とし、必要に応じてA3判の折り込みも可とする。

(2) 内容

ア 調査方法、進め方等

第6期中山間地域活性化計画策定に向けた地域実態調査業務仕様書に定める「集落人口調査」、「集落活動調査」、「小さな拠点づくり進捗状況調査」、「生活機能状況調査」の調査方法、進め方等を具体的な調査項目をもとに記載すること。

イ 分析

今後の中山間地域対策を検討するための基礎資料として、調査結果をどのような手法で分析するのかを、成果イメージとともに記載すること。

ウ 報告書のイメージ

調査結果をどのようにまとめるか、イメージを記載すること。

エ 独自提案等

提案者の持つノウハウ等を踏まえ、本業務の目的を達成するために効率的、効果的な手法や調査項目等がある場合は、独自提案をすること。

オ 実施体制等

提案者における類似事業の受託実績（コンソーシアムの場合は各構成員の実績）を記載すること。また、本業務を実施するための人員体制、主たる担当者の業務実績等を記載すること。

カ スケジュール

業務の実施スケジュールを記載すること。

キ 添付書類

見積書を企画提案書に綴りこむこと。見積書の作成にあたっては、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込み、明細を作成した上で可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。

（記載する経費）

人件費、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費、その他調査に要する経費

(3) 提出方法

令和5年3月24日（金）17時までに持参または郵送により7部提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は郵

便書留による必着に限る。

- (4) 提出先
10に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の手順

第6期中山間地域活性化計画策定に向けた地域実態調査業務企画提案公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。

- ア 企画提案のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。
- イ アの審査結果をもとに契約候補者を選定する。
- ウ 提案者全員に審査結果を文書で通知する。
- エ 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

- ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、上限額の範囲内の価格を提示した者を審査の対象とする。
- イ 契約候補者の選定に際しては、以下の項目を評価し、各評価項目の得点を加算する方法により総合的に評価する。
 - ・調査目的を理解した上で、具体的かつ有用な調査方法を提案しているか。
 - ・求められる調査、分析を実施できる体制を提案しているか。
 - ・定められた期日内に実施し、かつ、十分な結果を得られることが期待できるか。
 - ・データの分析手法は、現状把握や課題抽出等に有効で、今後の施策検討に必要なアウトプットを提示することが期待できるか。
 - ・報告書は見やすく、誰が読んでも理解しやすいものが期待できるか。
 - ・独自提案は効果が期待できるか。
 - ・類似の業務実績は十分であるか。
 - ・見積もりに必要と考えられる経費が計上されているか。また、委託業務を実施するのに適正と認められるか。

(3) プレゼンテーション及び審査委員会

令和5年3月28日（火）の開催を予定している。

(4) 企画提案公募参加料

6の企画提案書を提出期限内に全て完備し提出した者に対して、企画提案公募参加料として1提案者につき1万円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。（コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、単独の法人による参加はその法人に対して支払う。）ただし、企画提案書の内容に不備がある者及び契約候補者となった者への支払いは、行わない。

8 契約手続き等

(1) 契約方法

ア 契約候補者と県は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。

イ 契約候補者と県との間で協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

ウ 本業務にかかる予算は、令和5年2月議会に提案中であり、予算が成立しなかった場合は契約を行わない。

(2) 委託料の支払い

原則、精算払いとする。

ただし、契約に基づき、契約金額の4割以内を前金払いすることができる。なお、前金払いの金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で、決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他

ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県に書面で承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 本業務の処理にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

9 その他

(1) 企画提案公募参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 提案に関する不正行為があったとき

(2) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。

(3) 提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 企画提案公募並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) 本委託業務は、国の交付金を活用したものであり、業務内容の確認の必要が生じた場合には関係書類及び資料を求め、または監査を行う。

10 企画提案公募に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 高取

電話番号：0852-22-5065

メールアドレス：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

11 参考

- ・島根県中山間地域活性化計画（第5期）

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/region/chiiki/chusankan/chusankan-keikaku/keikaku_new.html

- ・H30年度地域実態調査

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/chusankan/chusankan-keikaku/H30jittaityousa.html>